

# 食と緑の基本計画 2025

～食と緑が支える豊かな「あいち」をめざして～

(素案)

2020年10月

愛知県

## 目 次

第1章 食と緑の基本計画 2025 について	・・・ 1
第2章 食と緑に関わる現状と“めざす姿”	・・・ 4
第3章 施策体系と主な取組	・・・ 10
持続的に発展する農林水産業の実現	
(1) 意欲ある人材の確保・育成	
(2) 生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実	
(3) 新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現	
農林水産業の恵みを共有する社会の実現	
(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	
(2) 災害に強く安全で快適な環境の確保	
(3) 地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現	
第4章 プロジェクト	・・・ 27
第5章 基本計画の達成に向けて	・・・ 35
参考資料	・・・ 37

# 第1章 食と緑の基本計画 2025 について

## (1) 「食と緑の基本計画 2025」の趣旨

私たちの暮らしは、農林水産業の適切な営みによってもたらされる安全で良質な食料等の供給と、森林、農地、海及び川が有する県土や自然環境の保全、水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能によって支えられています。

これらの機能を一層発揮させ、安全で安心できる豊かな暮らしづくりを進めるため、愛知県では、2004年に、「将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保とその適切な消費及び利用」、「森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保」の2つを基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」（以下「食と緑の条例」という。）を施行しました。

この食と緑の条例に基づき、2005年に「食と緑の基本計画」を策定して以来、5年ごとに策定する計画のもとで、県は、農林水産業の振興や多面的機能の維持、食と農に関する県民の理解と活動の促進など、様々な施策に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴い、労働力不足が見込まれる中で、これまで以上に農林水産業の担い手の確保に取り組んでいく必要があります。

また、経済のグローバル化が進展する中、消費生活へのメリットがもたらされる一方で、安価な輸入農林水産物の増加による国内生産への影響が懸念されており、スマート農林水産業など技術革新による生産力の強化がますます重要になっています。

CSF等の家畜疾病や新型コロナウイルス感染症の流行などは国際社会との関係性の中で発生した新たな脅威であり、人々の生活や経済活動に大きな影響を与えることから、農林漁業の経営上のリスク回避に加え、万一発生した際の国内外の需要の喚起や、消費習慣の変化に対応していく必要があります。

さらに、気候変動の影響に伴い大型化した台風、頻発化する短時間豪雨への対応など、農山漁村の強靱化が求められています。

その他、国連が掲げたSDGsの理念を踏まえて、環境と調和した持続性の高い生産の推進や農山漁村の維持活性化などといった課題への対応も求められます。

「食と緑の基本計画 2025」（以下「基本計画」という。）は、こうした情勢を踏まえ、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりをめざして、県として、あるいは、県が市町村、農林漁業者、農林水産業関係団体及び県民と協働・連携しながら取り組む、食と緑に関する施策の基本的な方針として策定したものです。

## (2) 基本計画の性格

基本計画は、食と緑の条例第7条に基づいて知事が定める、食と緑に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針です。

なお、食と緑が支える豊かな暮らしを実現するためには、県だけでなく、同じ県土に生活する者として県民一人ひとりが身近な農林水産業を見つめ直し、積極的に関わっていく必要があります。この基本計画は、そのための県民の自主的な取組の指針となることも期待しています。

また、基本計画は、リニア中央新幹線の全線開業によりスーパー・メガリージョンの形成が期待される2040年頃を展望し、県が重点的に取り組むべき政策を示した「次期あいちビジョン」(2020年11月策定(予定))の方向性に沿った計画であり、国の戦略、計画なども踏まえたものです。この基本計画に基づき、本県が定める農林水産分野の個別計画や方針を策定するとともに、基本計画の推進にあたっては、農林水産分野以外の本県の主要な計画等との連携を図ります。

## (3) 計画期間

この基本計画の期間は2021年度からの5年間とし、2025年度を目標年度とします。

なお、食と緑をめぐる情勢の変化に的確に対応し、効率的かつ効果的な施策を展開するため、基本計画の期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

# 「食と緑の基本計画 2025」と諸計画の関係



## 第2章 食と緑に関わる現状と“めざす姿”

### (1) 食と緑に関わる展望及び現状と課題

我が国は今後、少子高齢化による人口減少を始め、社会のデジタル化や経済のグローバル化への対応や地球規模での気候変動への対策、SDGs等の持続可能な発展への国際社会の要請などといった様々な課題を踏まえて取組を進めていく必要があります。

基本計画では、このような現状を踏まえ、以下に示すような食と緑に関わる将来(2040年)の展望に基づき、今後5年間の施策の基本的な方針を定めています。

#### 人口減少局面における担い手(労働力)の確保

少子高齢化の進行により、人口増加を維持していた本県においても、いよいよ人口減少局面に突入することが見込まれています。既に生産年齢人口は1995年をピークに緩やかに減少を続けており、他産業との競争を含め、担い手(労働力)の確保が今後は一層困難になるものと予測されます。

農林水産業の振興において、人材の確保・育成は必要不可欠であるため、職業としての農林水産業の魅力を働きがいや所得・賃金などの面から総合的に高め、労働力を呼び込むことが必要となります。

#### 革新的な新技術の社会実装による生産性向上

AI、IoT、ロボット等に代表される技術の革新がもたらす第4次産業革命の進展により、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れた新たな社会「Society5.0」の実現が見込まれる中、農林水産業の分野においても革新的な新技術の社会実装が急速に進んでいます。

全国有数の施設園芸県であり、充実した森林資源と豊かな水産資源を有する本県としても、生産の高度化・効率化に向け、各種の先端技術を活用したスマート農林水産業等生産技術の開発や生産現場への普及に取り組むことが必要となります。



図 ドローンでの観測による小麦の生育調査

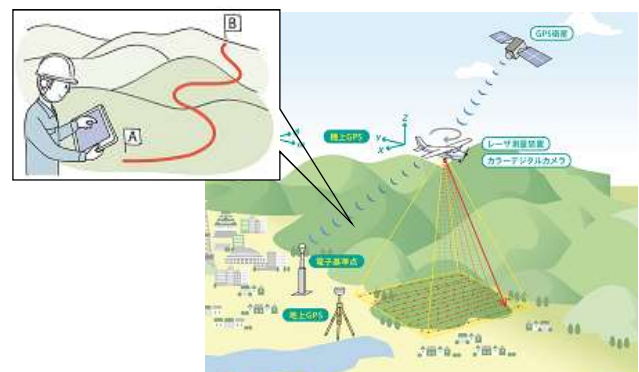


図 スマート林業のイメージ

### 経済のグローバル化に対抗しうる競争力の強化

TPP11 や日 EU・EPA、日米貿易協定などの大型の経済連携協定の相次ぐ発効により輸入関税の削減・撤廃が進み、畜産物を中心に、今後、輸入農産物の脅威が増していくと見込まれます。

国内生産への影響を最小限に抑えるため、国際競争力の強化に資する生産基盤の整備や規模拡大、6次産業化等による付加価値の創出などを進めるほか、新型コロナウイルスの影響による落込みから段階的な回復が見込まれるインバウンド需要に対応するとともに海外需要の獲得などに取り組む必要があります。

### 脅威を増す感染症への対策

口蹄疫や鳥インフルエンザ、CSF などの家畜疾病はもちろん、新型コロナウイルス等の人感染症についても、経済環境の悪化を介して幅広い品目の経営に影響を与えます。

経済のグローバル化の更なる進行に伴い、今後も、感染症リスクの拡大が見込まれることから、衛生管理の徹底や作目転換などによるリスク回避、万一発生した際の内需・外需の喚起と生産活動の維持・安定化に向けた対策について、平時から準備を進めておく必要があります。

### SDGs 達成に向けた持続性の高い生産を推進

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された SDGs の理念は、様々な主体が連携しながら、具体的な行動を進めていくことで、より深まる形で世界的に定着していることが見込まれます。また、SDGs 達成に関連して、国連「家族農業の 10 年」において、家族経営の重要性が再確認されています。

なお、本県は 2019 年 7 月に内閣府から「SDGs 未来都市」として選定されており、農林水産業においても、経済・社会・環境の三側面における調和のとれた、活力と持続力を兼ね備えた産業構造を確立する必要があります。

### 〔持続可能な開発目標（SDGs）〕

SDGsとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

SDGsの各ゴールの達成に向けた取組として、例えば「2 飢餓をゼロに」については持続可能な農業の推進、「14 海の豊かさを守ろう」では海洋資源の保全、「15 陸の豊かさを守ろう」では森林や里山林の整備や循環型林業などが該当します。



### 県産農林水産物の消費拡大と農林水産業への理解促進

本県は全国有数の農業県ですが、愛知県版の地産地消の取組である“いいともあいち運動”や“花の王国あいち”の認知度は必ずしも高くなく、生活の中で農林水産業に触れ合う、いわゆる“農のある暮らし”の実現も十分ではありません。

消費者と生産現場の乖離や食の多様化（中食・外食の普及による孤食・個食の拡大等）が一層進むと見込まれる中、県産農林水産物を選択して消費していただき、また、農林水産業の重要性を理解してもらえよう、愛知の農林水産業のPRや農林漁業体験の機会の確保、食育の推進などに継続して取り組む必要があります。

#### 〔いいともあいち運動〕

県民の方々に、愛知県の農林水産業の応援団になってもらい、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという運動。

愛知県産農林水産物をもっと食べていただきたい、利用していただきたいという、「愛知県版地産地消の取組」でもあり、いいともあいち運動のシンボルとして、マークを定めています。

#### 〔花の王国あいち〕

愛知県は昭和37年から花の産出額が日本一であり、品目別でも、きく、洋らん、ばら、観葉植物は日本一の産出額を誇る「花の王国」です。

右のシンボルマークは、愛知県が日本一の花の産地であることを皆さんに知っていただくために作成したもので、ひげは葉、王冠は花をイメージした王様の顔となっています。





## 地球温暖化等の気候変動への適応

地球規模での温暖化の進行等により気象災害の多発や激甚化が進む中、災害発生による農林水産業や農山漁村への被害や気温上昇による農作物の生育等への影響は看過できないものとなっています。

災害に負けない農山漁村の強靱化に向けた防災・減災対策、気候変動に適応した新たな生産技術の開発等に取り組み、社会・産業の維持・発展を支える必要があります。



図 2000年の東海豪雨による被災状況



図 豪雨による山腹崩壊

## 農山漁村の維持・活性化に向けた“関係人口”の創出

我が国全体の少子高齢化や東京圏への一極集中などにより、三大都市圏にある本県においても、三河山間地域や知多半島南部などでは、今後、人口減少が急速に進むと見込まれ、地域での共助の必要性が拡大していく一方で、地域コミュニティの担い手不足が深刻化し、農山漁村の維持にも支障をきたすことが懸念されています。

都市住民の田園回帰の志向等も踏まえ、将来的には移住も見据えた、居住はせずとも農山漁村と関わる“関係人口”を創出し、地域住民と共に農山漁村の活性化を図る共助社会の流れを生み出す必要があります。

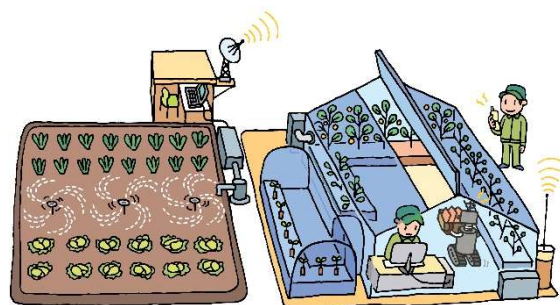
## (2) 今後5年間で特に重視すべき視点

食と緑が支える豊かな暮らしの実現に向けては、中長期を見据え、総合的な視点から効果的な対策を積み重ねていく必要があります。前述の食と緑に関わる社会情勢の変化や今後の展望を踏まえ、2021年度から2025年度までの5年間においては、次の2つの視点を特に重視して、施策の展開を図っていきます。

### 視点1 人材の確保と生産性の向上

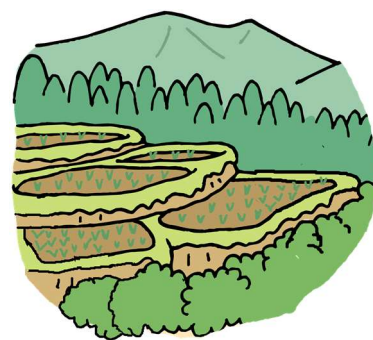
生産年齢人口が減少する社会においても農林水産物の生産量を維持・向上させ、安全で良質な食料等の安定的な供給を実現するためには、農林水産業の担い手をしっかりと確保し、あわせて生産性を向上させることが必要です。スマート農林水産業等の新技術の導入や経営規模の拡大、生産基盤の整備などにより生産性を向上させ、効率的な生産に必要な（雇用）労働力の確保を進めることで、生産効率×人材の乗算で表される“生産力”を高めていきます。

また、農林水産物を購入して支え、農山漁村を訪れてモノやコトを消費する全ての県民は、本県の農林水産業を応援し、発展を支える重要な“人材”であるため、食と緑に対する理解促進に向けた取組を様々な場面で進めます。



### 視点2 持続可能な農林水産業・農山漁村の実現

農林水産業は自然資本に立脚する産業であり、環境と調和した持続的な生産が重要であることから、「新しい生活様式」やSDGsの達成等の社会的な要請に対応するためにも、持続可能な農林水産業・農山漁村の実現に必要な施策を強力に推進します。具体的には農山漁村の維持・活性化や家族経営など多様な経営体への支援、環境保全型農業や循環型林業の推進、資源管理型漁業の推進、農山漁村地域の防災・減災対策や多面的機能を発揮する森林・農地・漁場の保全などの取組を推進し、持続可能な社会経済の構築を進めます。



### (3) 2025年に“めざす姿”

2040年に向けた展望や食と緑に関わる課題を踏まえ、「生産現場」と「県民の暮らし」において2025年度に“めざす姿”を次のように定め、その実現をめざします。

#### 〔生産現場における“めざす姿”〕

##### 持続的に発展する農林水産業の実現

人口減少社会において意欲ある担い手の確保と高い生産性の実現により、生産量の維持・向上が見込める農林水産業を実現するとともに、新型コロナウイルス感染症等の不測の事態に対処し、環境との調和にも配慮した持続可能な農林水産業の一層の普及をめざします。

マーケット・インの視点による付加価値の向上や生産・流通面の改善などにより、本県農林水産業の存在感を高めるとともに、農林漁業者の所得向上や労働環境改善により、県産農林水産物の安定供給の実現をめざします。

#### 〔生活者の暮らしにおける“めざす姿”〕

##### 農林水産の恵みを共有する社会の実現

県民が本県農林水産業の魅力や重要性を理解し、健全な食生活を実践するとともに、県産品購入や農林漁業体験を楽しむ「農のある暮らし」が活発になる社会をめざします。

自然災害への対策、安全快適な生活環境の確保を進めるとともに、森林・農地・漁場の適切な保全・管理が図られ、農林水産業や農山漁村が有する多面的機能が十分に発揮される持続可能な社会をめざします。

### (4) 2025年の達成に向けた目標

2025年に“めざす姿”を踏まえ、次の5つを基本計画の目標とします。

- 目標1：農業産出額 3,150億円（3,115億円<sup>①</sup>）
- 目標2：県産木材生産量 18.0万m<sup>3</sup>（13.9万m<sup>3</sup><sup>②</sup>）
- 目標3：漁業産出額 410億円（390億円<sup>①</sup>）
- 目標4：県産農林水産物等を優先して購入したい県民の割合 25.0%（15.4%<sup>③</sup>）
- 目標5：農山村地域の防災・減災面積 5年間で6,500ha

※括弧内は現状値（①：2014～2018平均、②2019年、③2020年）

## 第3章 施策体系と主な取組

“めざす姿”の実現に向けて、産業（生産）施策と地域（暮らし）施策を車の両輪とし、2本柱の下でバランスよく取り組みます。

食  
と  
緑  
が  
支  
え  
る  
県  
民  
の  
豊  
か  
な  
暮  
ら  
し

《柱1：生産の柱》持続的に発展する農林水産業の実現

- (1) 意欲ある人材の確保・育成
  - ア 農業を支える多様な人材の確保・育成
  - イ 林業を支える担い手の確保・育成
  - ウ 水産業を支える担い手の確保・育成
- (2) 生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実
  - ア 新技術・新品種の開発と普及
  - イ 農林水産業を支える生産基盤の整備と環境づくり
  - ウ 産地の体制や生産設備の強化
  - エ 食の安全・安心の確保
- (3) 新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現
  - ア マーケット・インの視点に立った生産・流通の改善
  - イ 農林水産物等に関する国内外での需要の開拓
  - ウ 環境との調和に配慮した持続可能な農林水産業

《柱2：暮らしの柱》農林水産の恵みを共有する社会の実現

- (1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進
  - ア 県産農林水産物への理解を深める取組の推進
  - イ あいちの農林漁業を応援・体験し参加する機会の提供
  - ウ 幅広い世代に対する食育の推進
- (2) 災害に強く安全で快適な環境の確保
  - ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策
  - イ 快適な生活環境の確保
  - ウ 暮らしを支える森林・農地・漁場の整備
- (3) 地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現
  - ア 地域の特性に応じた農山漁村の活性化
  - イ 多面的機能の持続的な発揮につながる活動の推進

## 《柱1》持続的に発展する農林水産業の実現

### (1) 意欲ある人材の確保・育成



#### ア 農業を支える多様な人材の確保・育成

##### 施策の方針

次代を担う新規就農者の確保と育成に取り組むとともに、県産農産物の安定供給に向け、産地で中核的な役割を果たす基幹経営体や生産部会組織の発展と円滑な経営継承を支援します。また、雇用就農や農福連携、外国人材などの農業経営を支える多様な人材の活用を推進します。

##### 主要な取組

##### ■ 新規就農者の確保・育成

- ・就農へのきっかけづくりとして農作業の紹介などを行う体制を整備
- ・農業高校との連携により農業の新技术や環境配慮の取組などを生徒が学べる機会を提供
- ・農業大学校で新規就農者等を対象とした実践的、体系的な学習・研修を実施
- ・農起業支援センターにおいて就農希望者への就農相談や就農後の技術・経営指導を実施
- ・農業経営士や青年農業者などの地域の農業者や関係機関が一体となって就農希望者を支援する体制を整備

##### ■ 産地の中核を担う経営体の育成

- ・農業経営体の経営発展に必要な補助事業や制度資金の活用を促進
- ・研修等による農業経営者の雇用・労務管理能力の向上や“農作業の“見える化”を通じて雇用労力の確保を促進
- ・農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者承継に係る相談の実施などにより、円滑な世代更新を促進
- ・地域の農業を支える家族経営に対して生産部会等への指導を通じて支援
- ・女性農業者の経営参画や政策・方針決定の場への登用を促進

##### ■ 農業に携わる様々な主体への支援

- ・農起業支援センターにおいて企業やNPOなどの農業参入を支援
- ・農業分野における障害者の就労や、農家と障害者就労施設等のマッチング、障害者就労施設等における工賃向上など農福連携の取組を推進



## イ 林業を支える担い手の確保・育成

### 施策の方針

林業の持続的な発展に向け、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、愛知県林業労働力確保支援センター等と連携し、担い手の確保・育成を進めるとともに、森林組合などの林業経営体の育成・経営基盤の強化に取り組めます。

### 主要な取組

#### ■ 担い手の確保・育成

- ・各種イベント等での森林・林業の魅力の発信や林業への就業相談を実施
- ・新規林業就業者の定着に向け、装備品の購入費や研修の受講費などを支援
- ・森林・林業技術センター等で開催する研修カリキュラムの拡充・整備により経験年数や知識・技術レベルに応じた計画的かつ体系的な研修を実施
- ・労働安全に係る研修の実施や安全技術の実践、安全管理徹底の働きかけなど、「林業労働災害ゼロ」に向けた取組を実施
- ・木造建築に関する研修の実施等により民間施設や中高層建築物の木造・木質化を担う技術者を育成

#### ■ 林業経営体の育成・経営基盤強化

- ・「安全管理」、「生産性」、「待遇」を“見える化”する「あいちの五つ星林業経営体認定制度」により、魅力のある林業経営体を育成
- ・高性能林業機械等の導入を支援
- ・木材産業等高度化推進資金等の融資制度により経営の安定化を支援

## ウ 水産業を支える担い手の確保・育成

### 施策の方針

意欲的に漁業に取り組む活力ある担い手の育成を図るとともに、新しい養殖技術の導入や制度資金の活用などにより漁業経営の改善に向けた取組を推進します。

### 主要な取組

#### ■ 新規漁業就業者の確保・育成

- ・漁業就業者確保育成センターにおける就業希望者への相談対応や、体験研修の実施を推進
- ・漁業者の学習や交流などの活動支援により、次世代の漁村のリーダーとなる漁業士を育成

#### ■ 安定的に水産業を営む経営体の育成

- ・カキなどの新しい養殖技術の導入や、共済制度を活用した資源管理収入安定対策を推進
- ・制度資金の充実により継続的な設備投資を支援



## (2) 生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実

### ア 新技術・新品種の開発と普及

#### 施策の方針

幅広い産業分野が有する先端技術や最新の育種技術などを活用し、生産者や実需者、消費者などの多様なニーズに応える新技術や新品種を開発するとともに、戦略的な普及を推進することにより社会実装の加速化を図ります。

#### 主要な取組

##### ■ 農業の新技術・新品種の開発

- ・ 高収益、省力生産を可能にするスマート農業技術の開発
- ・ 気候変動等の環境変化や環境に適応・配慮した持続的な農業技術の開発
- ・ 労働生産性の向上や中山間地域等の活性化に向けた農業技術の開発
- ・ 遺伝子解析等の最新の育種技術を活用した新品種開発や家畜新系統の造成
- ・ 優良な種子・種苗及び種畜の安定供給を推進

##### ■ 林業の新技術の開発

- ・ 「あいちの ICT 林業活性化構想」に基づき、林業・木材産業の成長産業化を図るスマート林業を推進
- ・ 航空レーザ計測による詳細な森林資源情報や地形情報を一元管理できるシステムを開発
- ・ 成長の早いエリートツリーやセンダン等の早生樹、花粉の発生が少ないスギ、ヒノキの種苗生産技術を開発

##### ■ 水産業の新技術・新品種の開発

- ・ 漁場機能を高める漁場造成技術の開発
- ・ 漁業生産に必要な海域の栄養塩量の解明
- ・ 環境変動に適応した水産資源の評価及び管理技術の開発
- ・ 漁場環境のモニタリングと ICT 技術を活用した海況情報の発信
- ・ 水産資源管理や養殖漁場管理の省力化・最適化を図るスマート水産業を推進
- ・ 水産資源の変動に対応する新たな資源や養殖対象種の増養殖技術の開発

##### ■ 研究と普及の効率化

- ・ 民間企業や大学等との連携強化により新技術や新品種の開発と普及を加速化
- ・ 県が開発した新品種の知的財産権取得の推進や、農林漁業者等による新品種、商標などの権利取得を支援
- ・ 試験研究と普及組織の連携強化により、研究成果を迅速に普及するとともに現場の高度な課題に即応できる体制を構築

## イ 農林水産業を支える生産基盤の整備と環境づくり

### 施策の方針

農地や森林、漁場などの整備を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化、森林施業の集約化、鳥獣被害への対策、農林漁業関連施設の長寿命化や耐震化などにより、農林水産業の基盤の整備を進めます。

### 主要な取組

#### ■ 農業生産基盤の整備

- ・ 農地中間管理事業と連携した農地の大区画等を推進
- ・ 高収益作物への転換を図るための水田の汎用化や畑地化を推進
- ・ 経年劣化による機能低下の状況等に応じた補修、補強、更新による農業用水路や農道等の長寿命化を推進
- ・ 市町村が定める「農業振興地域整備計画」の適切な管理への支援を通じて優良農地を確保
- ・ 農業委員会との連携により農地違反転用の未然防止・是正を推進
- ・ 農地中間管理事業により耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ・ 鳥獣被害対策実施隊等の活動支援や指定管理鳥獣捕獲等事業により野生鳥獣被害防止対策を推進

#### ■ 林業生産基盤の整備

- ・ 森林境界の明確化や森林所有者情報等の整理により森林経営計画の策定や森林施業の集約化を促進
- ・ 路網設計支援ソフト等の活用により林道や森林作業道の整備を推進
- ・ ニホンジカ等による森林被害を防止する獣害防止柵等の設置を推進
- ・ 森林経営管理制度に基づく市町村による森林整備を支援

#### ■ 漁業生産基盤の整備

- ・ 干潟・浅場造成や碎石を利用した貝類増殖場、魚礁漁場の整備を推進
- ・ 老朽化した漁港施設の長寿命化や耐震・耐津波機能を備えた漁港の整備を推進
- ・ 漁業生産に必要な栄養塩量の確保策の推進
- ・ 鳥や魚によるノリ養殖等への食害の防止対策の推進



## ウ 産地の体制や生産設備の強化

### 施策の方針

本県農林水産業の生産力の一層の強化を図るため、各産地の体制の強化や農地等の合理的な活用、新たな施設や機器の整備・導入などを総合的に進めます。また、感染症による経済の停滞等の不測の事態が発生しても対処し得る力強い農林漁業経営体の育成を進めます。

### 主要な取組

#### ■ 農業生産体制の整備

- ・ 主要産地・品目ごとの課題解決に向けた「産地戦略」の作成と実行を支援
- ・ 生産力の低下が懸念される園芸品目について、県と農業団体等が連携して生産から販売まで一体的に支援
- ・ 国や県の事業の活用により生産体制や生産力の維持・強化を推進
- ・ 水田フル活用に向けて麦、大豆及び高収益作物の作付面積の拡大を推進
- ・ 人・農地プランの作成及び更新を支援
- ・ 農業委員会や農業会議と連携し農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化を推進
- ・ 経営所得安定対策や価格安定制度への加入及び農業保険制度の定着に向けた普及啓発を推進
- ・ 農業生産活動の管理を適切に行う GAP 手法の一層の普及を推進
- ・ 農業水利施設等を管理する土地改良区の複式簿記導入の支援や施設管理体制の強化を推進
- ・ 畜産クラスターの構築等により高収益型畜産を実現

#### ■ 林業生産体制の整備

- ・ 高性能林業機械の導入や計画的で効率的な活用を促進
- ・ 木材加工施設の整備等により乾燥材や JAS 構造材など需用者が求める品質・規格に沿った製材品の安定供給体制を強化

#### ■ 漁業生産体制の整備

- ・ 新規魚種生産など栽培漁業の強化・拡充により水産資源の維持増大を推進
- ・ 新しい養殖技術の導入やノリ養殖業効率化のための生産設備、製氷冷蔵施設などの施設整備の推進
- ・ 県域団体と連携した指導による漁業協同組合の事業統合等を促進

#### ■ その他の取組

- ・ 新型コロナウイルス等感染症発生時の農林水産物の安定供給が可能となる体制の確保
- ・ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などの検査及び指導監督により、組合の健全な事業運営を促進

## 工 食の安全・安心の確保

---

### 施策の方針

安全・安心な農林水産物の生産や加工が行われるための取組を強化し、消費者が安全な食品を購入できるよう監視・指導を行うとともに、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します。

### 主要な取組

#### ■ 生産段階における食品の安全確保

- ・ 農薬管理指導士の養成や農薬販売業者等への立入指導を実施
- ・ 畜産農家に対する飼養衛生管理基準遵守の指導や家畜伝染病の監視を実施
- ・ 口蹄疫や鳥インフルエンザ、CSF などの特定家畜伝染病の発生に備えた危機管理を徹底
- ・ 野生イノシシへの経口ワクチン散布や捕獲強化による CSF ウイルス拡散防止対策を推進
- ・ 貝毒の原因プランクトンの監視と貝毒検査を実施

#### ■ 製造・流通段階における食品の安全確保

- ・ 「愛知県 HACCP 導入施設認定制度」による食品製造施設などへの HACCP システムの導入を推進
- ・ 食の安全性を高めるための製造技術の研究と、研究成果の食品製造業者への普及や技術相談・指導を推進
- ・ 輸入食品を含めて県内を流通する食品などの安全・安心を確保するための収去検査を実施

#### ■ 食品に対する消費者の信頼の確保

- ・ 食品関連事業者を対象とした食品表示の監視・指導や事業者及び消費者を対象とした研修会開催により食品表示の適正化を推進
- ・ 消費者に対する食の安全に関する知識の普及や食の安全・安心推進協議会の開催を通じた食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進



### (3) 新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現

#### ア マーケット・インの視点に立った生産・流通の改善

##### 施策の方針

消費者や実需者の多様なニーズを的確に捉えて応えていくため、需給情報の把握や発信を進めるとともに、“新しい生活様式”にも対応する新たな流通経路の構築などにより、高品質な県産農林水産物を適切に消費者の下へ届ける生産・流通の仕組みを整えます。

##### 主要な取組

###### ■ 新たなニーズへの対応

- ・加工・業務用需要等のニーズに対応する農産物の生産拡大を支援
- ・多様なニーズに対応する新たなバリューチェーンの創出を支援

###### ■ 生産・流通体制の整備

- ・情報提供や助言などにより卸売市場の業務を支援
- ・農産物の流通動向等を収集・整理し、生産現場へ発信
- ・電子商取引等により生産者と消費者の直接流通を促進
- ・農業団体が取り組む農産物の広域物流体制の改善を支援
- ・農産物の地域内流通網の構築を促進
- ・ICTを活用した木材需給情報システム等の導入により木材生産・流通の効率化を促進

## イ 農林水産物等に関する国内外での需要の開拓

### 施策の方針

県産農林水産物の知名度向上と需要拡大に向け、県開発新品種のブランド化、トップセールスや各種メディア等の活用による PR、木材利用分野の拡大、6次産業化や農商工連携による新商品開発支援などに取り組みます。

また、県産農林水産物の輸出拡大に向け、輸出に取り組む事業者の支援や知的財産の保護、増加が見込まれるインバウンド需要への対応に取り組みます。

### 主要な取組

#### ■ 県産農林水産物等の付加価値の向上

- ・生産者を始め関係機関が一体となって県開発新品種のブランド化を推進
- ・関係者のマッチングや施設整備などへの支援により6次産業化を推進
- ・商標、地理的表示保護制度などの知的財産に関する啓発や情報提供などを推進
- ・県内の地域資源農林水産物を活用した新事業の展開や、東三河地域における農商工連携商品の開発等の取組を促進

#### ■ 県内外に向けた PR による需要の拡大

- ・トップセールスや SNS 等の活用、首都圏における観光物産展や観光関連産業と連携した取組などにより県内外へ向けた県産農林水産物の PR を推進
- ・いいともあいちネットワークを活用した市場ニーズの把握とマッチングを推進
- ・第 70 回全国植樹祭の開催理念を継承し、木材の魅力や木材利用の意義の周知により県産木材の利用を促進
- ・木造・木質化に関係する技術者等との連携により都市部での県産木材の利用を促進
- ・「あいち木づかいプラン」に基づき、公共施設や住宅などへの県産木材の利用を促進
- ・飲食店やショッピングセンターなどの民間施設の木造・木質化を促進
- ・漁業者や産地の事業者と連携した水産物 PR の取組を推進

#### ■ グローバルな需要の開拓

- ・農林水産業国際競争力強化センターが中心となり、関係機関との連携や商談会への支援などを通じて農産物等の輸出を促進
- ・インバウンド需要を効果的に取り込むため、受入れ事業者の育成や本県の魅力のプロモーションを実施

## ウ 環境との調和に配慮した持続可能な農林水産業

### 施策の方針

生産活動が環境に与える負荷を軽減し、森林・農地・漁場の有する多面的機能が発揮されるような活動を支援するとともに、適切な資源管理により農林水産業の持続可能性を高める取組を推進します。

### 主要な取組

#### ■ 農林水産業の環境負荷の低減

- ・ 農作物の施肥基準に沿った適正な施肥を推進
- ・ 多様な防除方法を適切に組み合わせて実施する IPM 技術の導入を促進
- ・ 農業者への情報提供や県民理解の醸成により有機農業を推進
- ・ 環境保全型農業直接支払制度を活用した地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を促進

#### ■ 資源を循環利用する持続可能な農林水産業の推進

- ・ 家畜排せつ物の適正管理を指導するとともに、高品質堆肥生産施設の整備を促進
- ・ 堆肥を利用した土づくりや堆肥の広域流通、畜産農家と耕種農家のマッチングを推進
- ・ 農業生産に由来する使用済みプラスチックの組織的回収と適正処理、排出抑制を推進
- ・ 食品循環資源の飼料としての利用の実態確認や普及を推進
- ・ 航空レーザ計測による詳細な森林資源情報や地形情報の活用により、森林計画制度を効果的に運用
- ・ 漁業者による適正かつ有効な漁場利用や資源管理型漁業の実施を促進

#### ■ 「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業の推進

- ・ ICT や高性能林業機械などの活用により効率的な主伐や搬出間伐を推進（伐る）
- ・ 都市部での県産木材の利用拡大により充実した森林資源の利用を促進（使う）
- ・ コンテナ苗などの活用により植栽の低コスト化を促進（植える）
- ・ エリートツリーや早生樹などの成長の早い樹木の活用により育林の低コスト化を促進（育てる）

## 《柱2》農林水産の恵みを共有する社会の実現

### (1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進



#### ア 県産農林水産物への理解を深める取組の推進

##### 施策の方針

県産農林水産物の魅力や農林水産業の重要性などへの県民の理解を深めるため、本県独自の取組である「いいともあいち運動」を一層推進するとともに、農林水産業関係団体等と連携した啓発イベントや講座などの取組を推進します。

##### 主要な取組

##### ■ 県産農林水産物の利用の促進

- ・ 県産農林水産物や関連業者に関する情報を SNS 等を用いて発信するなどし、「いいともあいち運動」の取組を強化
- ・ 暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」の推進と花と緑のイベントの開催
- ・ 第 70 回全国植樹祭の開催理念を継承し、木材の魅力を発信するとともに木材を利用することの意義についての理解を促進
- ・ Web 等を活用し日本型食生活の啓発や郷土料理等の地域の食文化を紹介
- ・ 東海三県一市グリーン購入キャンペーンなどを通じ、地元や旬の食材の購入を促進

##### ■ 農林水産業や農山漁村の重要性に対する理解の促進

- ・ 県産農林水産物に関するイベントや生産者と消費者の交流会、各種講座や出前授業などにより県民の農林水産業への理解を促進
- ・ 「あいちの伝統野菜」を活用し県産野菜への理解を促進
- ・ 県植樹祭等のイベントを開催するとともに、緑化センターや植木センターで行う、緑化や緑化木に関する講座・展示などを通じて、緑の大切さについての理解を促進
- ・ 生態系ネットワーク形成の取組の一環として、森林・農地・漁場の持つ生物多様性の保全機能についての理解を促進

## イ あいちの農林漁業を応援・体験し参加する機会の提供

### 施策の方針

県民の本県農林水産業への関わりを深めるため、県産品の購入・消費の促進や学校での体験学習、各種団体との連携による農林漁業体験の取組などにより、県民が農林漁業を応援・体験し参加する機会を提供します。

### 主要な取組

#### ■ 生活の中で身近に体験できる機会の提供

- ・ いいともあいち推進店の拡充と周知などにより、県産農林水産物等の購入機会を拡大
- ・ 援農等の農業体験や間伐体験、漁業体験などの機会の提供を促進
- ・ 農業者や市町村などとの連携により市民農園の開設を促進
- ・ 都市農村交流の拠点としての産地直売施設の魅力と情報発信力の向上を推進

#### ■ 若い世代に対する教育現場等での機会の提供

- ・ 「食育のための農林漁業体験学習実践マニュアル」の活用などにより小学校における農林漁業体験学習を促進
- ・ イベントや小学校での花育教室の開催を支援

## ウ 幅広い世代に対する食育の推進

### 施策の方針

全ての県民が、体も心も健康で環境に優しい健全な食生活が実践できるように、愛知県食育推進会議において、県民一人一人が主体的に食育に取り組むための指針として作成する「愛知県食育推進計画」に基づき、幅広い世代に対する食育に取り組めます。

### 主要な取組

#### ■ 食育推進ボランティアとの連携による食育の推進

- ・ 研修会や交流会により食育推進ボランティアの資質向上を図り、食育活動の充実を支援
- ・ 「食育ネットあいち」での情報提供等により、学校や団体などと食育推進ボランティアの連携を促進

#### ■ 様々な機会をとらえて行う食育の推進

- ・ 乳幼児期から青年期までの成長段階を見通した食育の体制づくりを推進
- ・ 「愛知を食べる学校給食の日」の取組等により学校給食における県産農林水産物の積極的な活用を推進
- ・ 食品ロスの削減など環境に優しい食生活の実践についての普及啓発を推進





## (2) 災害に強く安全で快適な環境の確保

### ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

#### 施策の方針

南海トラフ地震などの大規模地震や頻発化・激甚化する豪雨等の自然災害から県土や県民の安全・安心な暮らしを守るため、ハード・ソフト対策を組み合わせた農山漁村地域の総合的な防災・減災対策を行い、県土の強靱化を推進します。

#### 主要な取組

##### ■ ハード対策の推進

- ・ 農業用排水機場を始めとする農業水利施設の耐震対策や機能低下の状況に応じた更新・整備を推進
- ・ 農業用ため池の耐震対策や豪雨対策を「愛知県防災重点農業用ため池防災工事等推進計画（仮称）」に基づき加速化
- ・ 航空レーザ計測による詳細な地形情報を活用して、治山ダム工や土留工などの治山施設の整備を推進
- ・ 土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を防止する施設の整備を推進
- ・ 防風や飛砂防備、津波被害の軽減効果を発揮する海岸防災林の維持・造成を推進
- ・ 洪水時の浸水被害防止のための河川整備を推進
- ・ 耐震・耐津波機能を備えた漁港の整備を推進
- ・ 海岸保全施設や河川堤防などの耐震対策・高潮対策の推進

##### ■ ソフト対策の推進

- ・ 被災後に、農業用排水機場を早期に稼働させるため、施設管理者の管理体制を強化
- ・ 「愛知県ため池保全構想」に基づき、農業用ため池の管理者と連携し、ため池の適正な管理・保全を推進
- ・ ため池ハザードマップや山地災害危険地マップの活用による県民啓発の促進



## イ 快適な生活環境の確保

---

### 施策の方針

快適な生活環境を確保・向上させるため、生活の基盤にもなる農林道や里山林などの整備・保全を推進するとともに、木材や緑の持つ「癒やし」、「安らぎ」を生活環境に取り入れる取組を推進します。

### 主要な取組

#### ■ 生活環境の整備

- ・農山村地域の交通環境の改善・維持や災害時の緊急避難路としての役割を担う、農林道の整備・保全を推進
- ・生活排水処理施設の整備・保全を促進
- ・農業水利施設の水辺空間を利活用した環境整備を推進
- ・保健休養機能等を発揮する、里山林の整備・保全を推進
- ・住宅や公共施設、ショッピングセンター等における県産木材の利用を促進
- ・「愛知県緑化基本計画」に基づき、緑を増やす取組を推進

## ウ 暮らしを支える森林・農地・漁場の整備

### 施策の方針

県土や自然環境の保全、水資源のかん養など、農林水産業や農山漁村が有する多面的機能を十分に発揮させるため、あいち森と緑づくり税等を活用した森林等の整備・保全、農地や漁場環境の改善等に資する整備・保全を推進します。

### 主要な取組

#### ■ 森林等の整備・保全

- ・ 間伐等の適切な森林整備を推進
- ・ 森林病虫害の被害防止対策を推進
- ・ 「あいち森と緑づくり事業計画」に基づき、森林・里山林・都市の緑の整備や環境活動などを推進
- ・ 花粉の発生が少ない苗木による植栽を促進
- ・ 公益的機能を発揮させる上で特に重要な森林を保安林に指定するなど、森林の適切な保全・管理を推進

#### ■ 農地や農業水利施設の整備・保全

- ・ 多面的機能支払制度を活用した農業水利施設や農道等の軽微な補修や更新等を行う地域の共同活動を支援
- ・ 水辺空間を利活用した環境整備や在来種の保護等、環境との調和に配慮した取組を推進

#### ■ 漁場や河川の整備・保全

- ・ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進
- ・ 水質浄化や幼稚魚の保育機能を有する干潟・浅場と魚礁漁場の総合的な整備を推進



### (3) 地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現

#### ア 地域の特性に応じた農山漁村の活性化

##### 施策の方針

中山間地域や都市部の農業振興や「愛知県産ジビエ」の PR、グリーンツーリズムや森林レクリエーションなど地域の特性に応じた取組への支援により、農山漁村の活性化を図るとともに、住民と共に地域を支える“関係人口”の創出や移住・定住の促進に向けた取組を進めます。

##### 主要な取組

##### ■ 地域の資源や魅力を生かした取組の推進

- ・ 捕獲したイノシシやニホンジカの肉を「愛知県産ジビエ」として消費する取組を推進
- ・ 産地直売施設が核となり、地域の農林漁業関連施設と連携して地域の魅力を発信する取組を支援
- ・ 農山漁村の魅力ある資源の発掘と PR を進めるとともに農泊や日帰り型によるグリーンツーリズムを推進
- ・ 食や花をテーマとした観光ルートを「食と花の街道」として認定し、イベント情報を定期的に発信
- ・ SNS やイベントでの PR などを通じて漁村や水産物の魅力を発信
- ・ 三河山間地域における着地型観光の推進や、道の駅などでの観光情報の発信により観光客の受入を促進
- ・ 森林公園や県民の森、緑化センター・昭和の森において、適切な施設整備の実施や民間活力の導入などにより施設の魅力向上を推進

##### ■ 地域の特徴に応じた農業の振興

- ・ 多様な人材・機関との連携により、地域ごとに異なる様々な農村の課題解決を推進
- ・ 中山間地域等直接支払交付金の活用により「集落戦略」の作成を促進
- ・ 愛知県都市農業振興計画に基づき、市町村計画の作成支援などを通じて都市農業の振興を推進

##### ■ 地域住民や関係人口による活動の促進

- ・ ふるさと・水と土指導員を育成し、指導員を中心とした地域住民活動を支援
- ・ 「半農半 X」を実践する者などの多様な人材の確保や関係人口の創出・拡大を推進
- ・ 市町村への情報提供・助言を通じて特定地域づくり事業協同組合への活動を支援
- ・ 「愛知県交流居住センター」が中心となり都市と農村の交流や移住・定住を促進するとともに三河山間地域でのなりわいづくりを支援

## イ 多面的機能の持続的な発揮につながる活動の推進

### 施策の方針

農林水産業や農山漁村が有する多面的機能が将来にわたり適切かつ十分に発揮できるよう、森林、里山、農地、漁場や河川における地域住民による保全活動を促進します。

### 主要な取組

#### ■ 森林・里山の保全

- ・ 企業、NPO、地域住民、小中学校などとの協働・連携により緑化や森林整備を推進
- ・ 愛知万博の理念を継承する「海上の森」において、県民参加による森林・里山の保全・活用を促進するとともに、その活動を担う人材を育成

#### ■ 農地の保全

- ・ 中山間地域等直接支払制度等の活用により条件不利地域においても農地の維持管理を推進し耕作放棄地の発生を抑制
- ・ 多面的機能支払制度を活用した農地周辺の草刈りや水路の泥上げ等を行う地域の共同活動を支援
- ・ 愛知県棚田地域振興計画に基づき、関係機関と連携して棚田を核とした棚田地域の振興を支援

#### ■ 漁場や河川の保全

- ・ 河川の清掃活動等の支援や啓発を推進
- ・ 水産多面的機能発揮対策事業を活用して漁業者等が行う漁場の保全活動を支援

## 第4章 プロジェクト

「食と緑の基本計画」では、施策体系に掲げた取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、関連する取組を効果的に組み合わせた展開を図る必要があります。

そこで、喫緊の課題である『新型コロナウイルス対策』を緊急プロジェクトとして位置付け、新型コロナウイルス感染拡大によるダメージ克服と「新しい生活様式」への対応に取り組む施策をパッケージ化し、生産・消費の両面から緊急的・効果的に推進します。

また、基本計画の5つの目標を達成するために、『農業・林業・水産業の生産力強化』、『県産農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力向上』、『農山漁村地域の防災減災対策』をテーマとして5つの重点プロジェクトを設定し、必要な各種の取組を組み合わせ、効果的な施策の展開を図ります。

**緊急プロジェクト** : 新型コロナウイルス対策

魅せよ愛知の底力、コロナ禍克服プロジェクト

**重点プロジェクト①** : 農業の生産力強化

技術力×人材の活躍で切り開く農業生産力向上プロジェクト

**重点プロジェクト②** : 林業の生産力強化

持続可能な社会に向けた「あいちのスマート林業」実現プロジェクト

**重点プロジェクト③** : 水産業の生産力強化

豊かな海の再生に向けた漁業生産力強化プロジェクト

**重点プロジェクト④** : 県産農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力向上

アジア競技大会に向けたあいちの農林水産業魅力向上プロジェクト

**重点プロジェクト⑤** : 農山漁村地域の防災減災対策

安全・安心な暮らしを守る農山漁村地域防災・減災プロジェクト

## 魅せよ愛知の底力、コロナ禍克服プロジェクト

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化は、農林漁業者の経営や農産物等の流通、消費に大きな影響を与えました。この状況から速やかに脱却し、今後、同様の不測の事態が発生しても影響を最小限に抑えるための取組を生産・消費の両面から進めるとともに、いわゆる“新しい生活様式”の下での消費習慣の変化を踏まえた新たな流通・消費の仕組み作りなどに取り組みます。

### 【背景】

- ・ 外出自粛や休業要請・イベントの中止などにより一部農産物の需要が減少し、農業者の経営に大きなダメージが発生。栽培品目の転換も含め、経営の多角化を進める必要がある。
- ・ 林業・木材産業においては、住宅着工戸数の減等に伴い木材生産や製材を調整するなどの影響が遅れて出る傾向があり、木材需要の喚起を図ることが課題となっている。
- ・ 水産業においては、旅行や外食などの自粛に伴う水産物需要の減少により魚価が低迷し、漁業者は休漁日を増やす操業調整を行うなど、漁業経営に大きな影響が発生している。
- ・ 他産業の休業者雇用等により農林水産業に労働力を呼び込む動きが活性化している。
- ・ 電子商取引市場の拡大等、消費行動が変化。「三密」に配慮した生活様式の浸透に伴い、冠婚葬祭や会食などの規模・頻度が継続的に低下する可能性がある。国際的な物流停滞の懸念から農産物等で国産回帰の動きもある。

### 【主な取組事項】

#### 生産面における影響克服と対応力強化

##### 《栽培品目の転換や経営の多角化》

- ・ 栽培品目の多様化によるリスク分散の提案、新たに導入しやすい低コスト栽培システムの開発や生産設備の高度化支援
- ・ ニーズを踏まえた花き品目等への作目転換、消費者が使いやすい出荷方法の検討や新たな需要を喚起する花き新品種の開発など
- ・ 中食・外食・食品加工業者などにおける原料の国産切り替えの動きを的確に捉え、加工・業務用需要に対応できる産地の生産・出荷体制を整備
- ・ 多様な品目や栽培作目の転換などに対応できる汎用性の高い農地や農業水利施設などの整備を推進

##### 《労働力の安定的な確保》

- ・ 労働生産性を向上させ、労働力不足にも対応する自動化・省力化のためのスマート農業技術の実証と産地導入の推進
- ・ 労働力の確保に向けた人材の育成やヘルパー制度、雇用人材マッチングシステム構築への支援

#### 《危機管理体制の強化》

- ・ 緊急時でもタブレット等の携帯端末を用いて農業者指導ができる体制を構築
- ・ 経営安定に資する各種の収入保険や価格安定制度などの普及・加入促進
- ・ 農林漁業経営体が業務継続に必要な BCP を策定することへの支援
- ・ 非常時においても農業用水の安定供給や地域の排水が確実に行われるよう、用水管理者・排水管理者の体制強化を支援
- ・ 緊急事態においても円滑な公共工事等の推進を図るため、早期発注に向けた入札制度の検討・活用や施工管理等を含めた受発注者業務の効率化を推進

#### 《林業生産体制の強化》

- ・ 非常時においても事業継続が可能となるよう、あいちの五つ星林業経営体認定制度や高性能林業機械等の導入に対する支援等を活用し、林業経営体の経営基盤強化を推進
- ・ ICT 等を活用した木材需給システムを導入することで、木材の生産流通体制を強化し、非常時においても木材生産を維持

#### 《漁業生産体制の強化》

- ・ 不測の事態に対応できるよう漁業経営の改善を図るため、栽培漁業の生産魚種の増加や新しい増養殖技術の開発・導入、安定需要が見込めるノリ養殖の施設整備などを推進
- ・ 漁業経営体の安定を図るため、漁業就業者確保の取組や、漁業金融制度の充実
- ・ 産地魚市場における在庫の滞留や、水産物の新たな販路拡大にも対応できるよう、製氷・冷凍をはじめとする水産物の鮮度保持施設の整備を推進

### 消費面における販路の多様化や新規需要の拡大

#### 《販路の多様化や新規需要の拡大》

- ・ 花きやつまもの、魚介類、木材、抹茶、牛肉などの農林水産物において、新たな販路開拓を実施
- ・ 通販サイトを活用した県産農林水産物の販売や都市部の量販店等における産地直送コーナーの充実、テイクアウト等の需要に応える 6 次産業化の取組を支援
- ・ 輸入停止等の緊急時に頼れる県内生産者を応援するため、県産農産物等を買支える仕組み（あいち版 CSA）の構築に向けた啓発

#### 《新しい生活様式への対応》

- ・ 新しい生活様式に対応した産地直売所づくりへの支援
- ・ テレワーク推進による在宅時間の増加等をチャンスと捉え、日常生活に花きを取り込む運動の推進や従来とは異なる消費構造の新規需要の創出に取り組む
- ・ 生活空間に木材を取り入れた「木のある快適な暮らし」を普及するなど、新しい生活様式に対応した県産木材の利用を促進



## 技術力×人材の活躍で切り開く農業生産力向上プロジェクト

全国有数の生産規模を持つ施設園芸の高度化に向けた「あいち型植物工場」の普及や次世代の農業技術である“スマート農業”の開発と現場実装など、技術力による生産性の向上や農産物の高品質生産を一層進めるとともに、それらの先端技術を使いこなすハイレベルな生産者・産地の育成や農業生産力の要である生産基盤の充実強化を図り、新型コロナ等の不測の事態にもしっかりと対応しうる、足腰の強い産地を育成します。

### 【背景】

- 担い手の減少や高齢化が見込まれる中で、生産力を維持・向上させていく必要がある。
- 規模拡大かつ生産性向上を実現するためには、農業者の資質向上を図る必要がある。
- 通信施設や農地集約等、スマート農業導入に適したインフラ整備が求められる。
- 施設園芸の高度化は徐々に進んでいるものの、モデル的な取組にとどまっている。

### 【主な取組事項】

#### 《スマート農業の現場実装》

- 開発から普及までの問題解決型連携によりスマート農業技術の開発と実装を迅速化
- 関係者間のデータ運用のためのルール作りを進め、産地におけるデータの活用を推進
- 産地の新技術導入の取組をソフトとハードの両面から支援し、生産力を強化



オートトラクタの実証

#### 《担い手や産地のレベルアップ》

- 普及指導員の指導力向上により技術・経営指導を強化
- 農業大学校での授業や発展段階に応じた研修により最新技術や経営管理手法の習得を支援
- ニーズに応じた専門家の派遣により、経営管理の高度化を支援
- 産地が策定した戦略の実現に向けた支援



農業大学校における授業

#### 《農地等基盤の整備と担い手への集積》

- 農地の大区画化や汎用化などを進めるとともに、農地中間管理事業の活用により、農地の集積・集約化を推進
- 水田フル活用と高収益作物への転換を推進



大区画化された農地



## 持続可能な社会に向けた「あいちのスマート林業」実現プロジェクト

本県の充実した森林資源を生かす「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業は、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を体現し、持続可能な社会の実現に貢献するものです。この循環型林業を推進するため、「スマート林業の推進」と「都市部における木材利用の推進」に取り組みます。

### 【背景】

- ・SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標であり、達成に向けた取組を進めて行くことが求められている。
- ・本県のスギ・ヒノキ人工林の多くは利用期を迎えており、充実した森林資源を活用しながら若返りを図る循環利用を進めることが重要である。
- ・ICT等の新しい技術を活用する取組を推進し、木材生産・流通の効率化を図り、県産木材の競争力を強化することが重要な課題となっている。
- ・第70回全国植樹祭の開催理念を継承し、木材の需要を拡大するため、民間施設等の木造・木質化による「都市部における木材の利用」を進める必要がある。

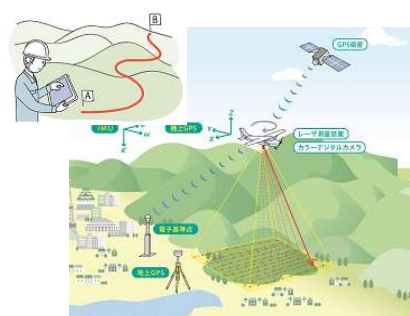
### 【主な取組事項】

#### 《スマート林業の推進》

- ・航空レーザ計測による詳細な森林資源情報や地形情報を一元管理するシステムの開発・活用
- ・林道等の整備の推進や高性能林業機械の計画的で効率的な活用を促進
- ・ICTを活用した木材需給情報システム等の導入
- ・エリートツリーなどの成長の早い樹木の活用
- ・計画的かつ体系的な研修による林業技術者の育成

#### 《都市部における木材利用の推進》

- ・木材の魅力発信及び木材利用の意義の理解促進
- ・乾燥材やJAS構造材など需用者が求める品質・規格に沿った製材品の安定供給体制強化
- ・木造・木質化に精通した技術者等との連携強化
- ・飲食店やショッピングセンターなどの民間施設の木造・木質化の推進
- ・民間施設や中高層建築物の木造・木質化を担う技術者の育成



スマート林業イメージ



高性能林業機械の活用



木材利用事例（学童保育）

## 豊かな海の再生に向けた漁業生産力強化プロジェクト

漁場の造成、栽培漁業の拡充や資源管理の強化、新しい増養殖技術の開発・導入、漁業生産に必要な栄養塩量の確保など、新型コロナ等の不測の事態にもしっかりと対応しうる漁業生産力の強化を推進します。

## 【背景】

- ・伊勢湾・三河湾など本県海域では、豊富な生産力を基に、多様な魚介類が漁獲されている。
- ・近年、水温の上昇や海域の窒素やリンの減少など環境変化により、水産資源が大きく変動している。
- ・資源変動に対応した、持続可能な水産業の実現が求められる。
- ・水産物の安定供給のため、漁業経営の改善を図ることが必要である。

## 【主な取組事項】

## 《漁場や増殖場の造成》

- ・干潟・浅場や魚礁漁場及び貝類増殖場の造成などにより、水産資源の回復を推進

## 《水産資源の増大や有効利用》

- ・栽培漁業センターにおける新規魚種の生産など栽培漁業の拡充
- ・魚種毎の資源状況調査の強化による、新しい漁業法に対応した資源管理型漁業の推進
- ・水産資源の変動に対応する新しい増養殖技術の開発・導入による漁業経営の改善

## 《栄養塩量の確保》

- ・下水道放流水のりん増加試験運転の実施、漁業生産に必要な栄養塩量の算定やその確保の推進



貝類増殖場と碎石に付着したアサリ

栽培漁業センターで生産した  
クルマエビ放流種苗栄養塩不足により色落ちした  
ノリ（左）と正常なノリ（右）

## アジア競技大会に向けたあいちの農林水産業魅力向上プロジェクト

国内外から多くの観光客が来県するアジア最大のスポーツの祭典であるアジア競技大会等の機会を活用し、愛知県産食材等の供給やあいちの花によるおもてなしを行い、また、愛知の魅力ある農山漁村を多くの人に訪れてもらうことで地域の活性化につなげるため、県産農林水産物のPRや農山漁村の魅力向上に取り組みます。

### 【背景】

- ・ Aichi Sky Expo のオープンなどにより本県を訪れる観光客の増加が見込まれる。
- ・ 本県には、全国有数の生産を誇る農林水産物が多くある。
- ・ 愛知県産品の消費拡大運動である「いいともあいち運動」は、年々規模を拡大している。
- ・ 新型コロナウイルスなどの影響による需要の減退から脱するため、ブランド化等による需要の喚起と消費拡大に取り組む必要がある。

### 【主な取組事項】

#### 《県産農林水産物の需要拡大》

- ・ 品質の向上を図るとともに、農業団体等と連携したブランド化の取組推進
- ・ トップセールスや各種メディアを活用した情報発信などによる県内外に向けたPR
- ・ 日本一の「花の王国あいち」を広くPRし、花きによるおもてなしや花贈り文化の普及を推進
- ・ インバウンド需要の高い名古屋コーチンやみかわ牛等、県産畜産物の需要拡大
- ・ 農産物の地域内流通網の構築を促進
- ・ 商談会に出展する事業者への支援等により、BtoBでの新たな需要の拡大を促進
- ・ 第70回全国植樹祭の開催理念を継承した、「都市部における木材の利用」の推進

#### 《農山漁村の魅力の向上》

- ・ 農業観光ルート創出等を通じたインバウンド需要の安定的な確保
- ・ 農山漁村が誇る地域資源の魅力を活用して発信
- ・ 「半農半X」などによる農村地域への移住を支援



トップセールス



フラワーバレンタイン  
による花のPR



輸出向け商談会



## 安全・安心な暮らしを守る農山漁村地域防災・減災プロジェクト

全国有数の農業県・日本一の産業県あいちを支える県土の強靱化を進め、安全で安心できる農山漁村の豊かな暮らしを実現するため、ハード・ソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策を総合的に推進します。

## 【背景】

- ・異常気象や南海トラフ地震などによる大規模自然災害発生等のリスクが高まっている。
- ・我が国最大級のゼロメートル地帯を抱え、高潮や津波による甚大な被害が想定される。
- ・農業水利施設の耐震・豪雨対策、治山施設や漁港の防災機能強化、海岸保全施設の耐震・高潮対策が喫緊の課題となっている。
- ・森林や農地の持つ土砂災害防止等の防災機能を将来にわたって十分に発揮させるため適切な整備・保全を進めていく必要がある。

## 【主な取組事項】

## 《防災・減災機能の向上（耐震化等の推進）》

- ・排水機場等の農業水利施設の耐震対策及び機能低下の状況に応じた更新整備を推進
- ・ため池の耐震対策及び豪雨対策を「愛知県防災重点農業用ため池防災工事等推進計画（仮称）」に基づき加速化
- ・治山施設の整備・機能の強化
- ・漁港施設の耐震・耐津波対策を推進
- ・海岸保全施設の耐震対策・高潮対策を推進



ため池の耐震対策

## 《森林・農地の多面的機能の維持》

- ・間伐等の適切な森林整備を推進
- ・海岸防災林の維持・造成を推進
- ・多面的機能支払制度を活用した農地周辺の草刈りや水路の泥上げ等を行う地域の共同活動を支援



治山施設の整備

## 《ソフト対策の充実》

- ・被災後に排水機場を早期に稼働させるため、施設管理者の管理体制を強化
- ・「愛知県ため池保全構想」に基づき、ため池の管理者と連携し、ため池の適正な管理・保全を推進
- ・ハザードマップなどを用いた防災・減災への県民の意識向上を推進



耐震機能を強化した日間賀島漁港

## 第5章 基本計画の達成に向けて

### 1 基本計画の推進

県は、農林水産業関係団体、県民などと役割を分担し、協働しながら、また市町村との連携を図りつつ、基本計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### (1) 県推進体制

県は、農林水産業関係団体、消費者団体、学識者などで構成する「食と緑の基本計画推進会議」を開催し、計画の進捗確認を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (2) 地域推進体制

各農林水産事務所は、市町村、地域の農林水産業関係団体、地域の消費者団体などで構成する「食と緑の基本計画地域推進会議」を開催し、地域の特長や実情を踏まえた「食と緑の基本計画地域重点推進プラン」を策定し、施策を計画的に推進します。

#### (3) NPO など多様な主体との協働

県は、施策の推進にあたっては、NPO や企業、大学など多様な主体との積極的な連携を図り、協働して取り組みます。

#### (4) 市町村との連携・協力

基本計画の達成のためには、地域の特長や実情に応じた取組が必要であることから、県は、施策の推進にあたっては、市町村と密接に連携・協力して取組を進めます。

#### (5) 多様な手法による情報の発信

県は、SNS など多様なメディアの活用、情報の多言語化などにより、食と緑に関する県や農林漁業者等の取組を広く発信します。

### 2 基本計画の進行管理

#### (1) 年次レポートの作成

県は、基本計画の的確な推進を図るため、具体的な施策や事業の取組状況などをまとめたレポートを毎年度作成し、進行管理を行います。

#### (2) 評価

県は、基本計画に掲げた目標及び進捗管理指標について、毎年度進捗を確認し、評価するとともに、その結果を翌年度以降の事業立案等に反映させていきます。

### 3 基本計画の周知

基本計画を達成するためには、県民一人ひとりの取組が不可欠であることから、県は、様々な機会を通じて、県民への基本計画とその進行状況の周知に努めます。



## 參考資料

## <「食と緑の基本計画 2025」進捗管理指標 一覧>

「食と緑の基本計画 2025」の施策の推進を図り、その進捗を確認・管理するため、第3章の「施策体系と主な取組」に掲げた項目ごとに、以下の指標を設定しました。

### 柱1 持続的に発展する農林水産業の実現

項目	指標	現状値(実績)
(1) 意欲ある人材の確保・育成		
①新規就農者数	5年間で1,000人	258人/年 <sup>①</sup>
②基幹経営体数	4,000経営体	4,173経営体 <sup>②</sup>
③新規林業就業者数	5年間で200人	35人/年 <sup>①</sup>
④海面漁業・養殖業経営体あたりの産出額	8,300千円	7,568千円 <sup>①</sup>
(2) 生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実		
⑤研究成果の件数		
うち農業技術等	5年間で50件	10件/年 <sup>①</sup>
うち林業技術等	5年間で18件	4件/年 <sup>①</sup>
うち水産業技術等	5年間で25件	5件/年 <sup>①</sup>
⑥農地や農業水利施設等の整備・更新面積	5年間で9,000ha	2,185ha/年 <sup>①</sup>
⑦森林経営計画新規策定面積	5年間で8,000ha	1,820ha/年 <sup>①</sup>
⑧漁場の整備面積	5年間で196ha	27ha/年 <sup>①</sup>
⑨担い手への農地集積面積	36,900ha	27,882ha <sup>②</sup>
⑩農業生産力の維持・強化に向けた産地の取組実施数	5年間で125取組	23.8取組/年 <sup>①</sup>
⑪畜産クラスター事業に参画する取組主体数	5年間で20戸	4.2戸/年 <sup>①</sup>
⑫愛知県栽培漁業センターにおける種苗の生産数量	40,000千尾(個)	29,248千尾(個) <sup>②</sup>
⑬畜産農家に対する飼養衛生管理基準の遵守指導割合	100%	100% <sup>②</sup>
(3) 新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現		
⑭加工・業務用の野菜の出荷量	60,000t	57,000t <sup>②</sup>
⑮東京都中央卸売市場における県産主要農産物の平均市場占有率	17%	17% <sup>②</sup>
⑯県産農林水産物等の輸出商談成約率	35%	25% <sup>①</sup>
⑰資源評価の魚種数	27魚種	17魚種 <sup>②</sup>



## 柱2 農林水産の恵みを共有する社会の実現

項目	指標	現状値(実績)
(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進		
⑱「いいともあいち運動」を知っている人の割合	28%	22.7% <sup>②</sup>
⑲花の王国あいちの県民認知度	50%	33.5% <sup>②</sup>
⑳県等が実施するイベントや農林漁業体験の参加者数	毎年 185 千人	146 千人 <sup>②</sup>
㉑食育推進ボランティアから食育を学んだ人数	毎年 120 千人	108 千人/年 <sup>①</sup>
(2) 災害に強く安全で快適な環境の確保		
㉒農業用ため池の耐震対策等による防災・減災対策面積	5年間で 1,100ha	348ha/年 <sup>①</sup>
㉓農業用排水機場の耐震整備等による防災・減災対策面積	5年間で 3,400ha	622ha/年 <sup>①</sup>
㉔山村地域の防災・減災対策面積	5年間で 2,000ha	427ha/年 <sup>①</sup>
㉕農林道の整備・保全延長		
うち農道	5年間で 20km	8.9km/年 <sup>①</sup>
うち林道	5年間で 60km	12.4km/年 <sup>①</sup>
㉖森林・農地・干潟浅場の保全整備面積		
うち森林	毎年 4,000ha	3,160ha/年 <sup>①</sup>
うち農地	毎年 19,000ha	21,884ha/年 <sup>①</sup>
うち干潟浅場	5年間で 45ha	4.9ha/年 <sup>①</sup>
(3) 地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現		
㉗三河山間地域及び離島の観光客数	713 千人/年	713 千人/年 <sup>②</sup>
㉘森林・農地・漁場の保全活動面積		
うち森林	毎年 200ha	199ha/年 <sup>①</sup>
うち農地	毎年 31,800ha	35,397ha/年 <sup>①</sup>
うち漁場	毎年 5,200ha	5,153ha/年 <sup>①</sup>

※現状値（実績）は下付きの数字によって次の3パターンで整理。

①…現行計画期間（2016～）の年平均値

②…直近半年度の現状値・実績値

③…直近5か年の平均値

## <「食と緑の基本計画 2020」の取組成果と課題の整理>

「食と緑の基本計画」は2005年2月に第1期計画を策定して以降、5年毎に前計画の実績や農林水産業の動向等を踏まえて新たな計画を策定しています。「食と緑の基本計画 2025」は、2016年から2020年までを計画期間とした「食と緑の基本計画 2020」の取組の成果を引き継ぎ、また、取組を通じて明らかとなった課題を踏まえた計画となっています。

ここでは、「食と緑の基本計画 2025」の策定を進めるにあたって整理した、「食と緑の基本計画 2020」の成果と課題をまとめています。

### 《「食と緑の基本計画 2020」の施策体系》

取組成果と課題の整理は以下に示す「食と緑の基本計画 2020」の施策体系に基づいて行いました。

食と緑が支える  
県民の豊かな暮らし

《柱1》競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

- (1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上
- (2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大
- (3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現
- (4) 資源を生かす林業の実現
- (5) 持続可能で活力ある水産業の実現
- (6) 食の安全・安心の確保と環境への配慮

《柱2》農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

- (1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進
- (2) 食育の推進による健全な食生活の実践

《柱3》自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

- (1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保
- (2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮
- (3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

## 柱1 (1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上

主な取組の成果	明らかとなった課題等
<p>○農業分野では ICT 等の先端技術を活用した新技術等を 39 件(2016-2018 年)開発したほか、民間企業等と連携した共同研究を 59 件実施した。</p> <p>○林業分野ではシカ害対策支援等のアプリケーション 2 件やスギ挿し穂のコンテナへの直挿しによるコンテナ苗生産技術を開発した。</p> <p>○水産業分野ではアサリ稚貝の定着を促進する漁場造成技術等を 5 件開発した。</p>	<p>○新技術が普及するにはコストに見合う効果が得られることが不可欠。スマート農業に係る各種技術の現場実証が進む中、費用対効果が不明瞭な技術もあり、コストの把握や経営収支分析が不十分である。</p> <p>○林業分野では、成長が早く短期間での収穫が期待されるエリートツリーや早生樹の種子生産技術、スマート林業に関する試験研究を進める必要がある。</p>
<p>○「あいち型植物工場」の拠点づくりを進め、12 地区 (60 産地、計 76.1ha) において ICT を活用した環境モニタリング装置の導入やデータ共有が図られ、平均収量が 2 割増加した産地や厳寒期の収量が 3 割増加した産地があり、増収効果が認められた。</p>	<p>○「あいち型植物工場」の取組は主に事業で導入した拠点に留まっており、産地全体への普及に至っていない。新しい技術である上、高度な技術を指導できる人材が不足している。また、施設園芸の生産力を強化するため、主要 10 品目以外の品目においても、「あいち型植物工場」の技術の実証を進めていく必要がある。</p>
<p>○農業分野では病害抵抗性を有する水稻「中部 138 号」等 7 件の農作物、肉用名古屋コーチン等 2 件の畜産物で新品種・系統を開発した。新品種・新系統は普及指導計画に位置づけ、現場適応性の確認や地域への普及を図っており、「きぬあかり」については、実需者等関係者と連携し、生産から流通までの各段階において品質や認知度の向上に取り組んだ結果、多収性品種として県内の約 9 割で栽培されるに至った。</p>	<p>○地球温暖化による農業生産、漁業への影響が懸念されることから、対応を加速化する必要がある。</p> <p>○園芸作物（農業）、きのこ（林業）の開発品種の普及が進んでいないことから、民間との共同研究を行う等、出口戦略を見据えた品種開発を行う必要がある。</p>
<p>○水産業分野では高水温耐性ノリ種苗など 2 件の新品種・新系統を開発した。</p>	<p>○主要水産物であるアサリ、ウナギ、ノリなどの試験研究を引き続き進めるとともに、水産業の多角化を進めるため、新たな貝類資源として、ハマグリの子種苗生産技術、基幹となる養殖品種としてワカメの種糸生産技術を早期に開発する必要がある。</p>

## 柱1 (2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大

主な取組の成果	明らかとなった課題等
<p>○強い農業づくり交付金等の国の補助事業を活用し、生産体制強化や集出荷機能の改善に向けた産地の取組を支援 (約 12 億円(2016-2019 年)) した。</p>	<p>○TPP11 や日米貿易協定の影響が懸念されるなか、計画的に生産体制強化を進め、国際競争力の強化に継続して取り組む必要がある。</p>
<p>○品質や性能の明確な製材品を供給する木材加工施設等の整備を支援した。</p>	<p>○ICT を活用した省力・効率化による木材生産の生産性の向上が必要である。</p>
<p>○県 6 次産業化サポートセンターを設置し、農林漁業者の 6 次産業化を支援。六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数は 81 件で全国 8 位、農業生産関連事業の年間総販売金額は 594 億円で全国 12 位。</p>	<p>○6 次産業化は法施行後 9 年が経過し、強い意欲のある生産者は概ね認定を受けている。6 次産業化に取り組んでいる事業者は必ずしも所得が向上しておらず、6 次産業化に取り組む事業者の経営改善・発展を図っていく必要がある。</p>
<p>○県産品のブランド力強化に向け首都圏でのトップセールスの開催や名古屋コーチンや花き、茶などのリーディング品目の知名度向上の取組を実施。またあいち花フェスタの開催等により、“花の王国あいち”の認知度が向上 (12.7%(2015 年)→22.9%(2018 年) →33.5%(2020 年)) した。</p>	<p>○消費者向けの県産農林水産物のブランド力強化の取組について、紙媒体やイベント開催に加え、SNS など時代に即した手法による PR にも力を入れるとともに、B to B での県産品の利用増大に向けた検討をする必要がある。</p> <p>○花きは店頭での産地表示の義務が無い。また、ブランド化しても県内での供給体制が整っていない。県産花きを選択的に消費者等に購入して</p>

	<p>もらえる仕組みの検討が必要である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞等により、一部の農林水産物で需要が低下。農林漁業者への経営支援や需要の回復などに速やかに取り組むとともに、電子商取引等の“新しい生活様式”に対応した新たな取組への対応も必要である。</p>
<p>○建築物の木造・木質化に対する支援（公共施設4件（2016-2019年）、民間施設8件（2019年））や住宅関連イベント等でのPR（5回（2019年））を実施した。</p>	<p>○木材の利用が進んでいない飲食店やショッピングセンターなどの民間施設での木材利用促進が必要である。</p>
<p>○県産農林水産物の輸出促進に向け、商談会の出展支援や外国人の嗜好調査の実施、国際園芸博覧会への出展、訪日外国人旅行客向けの情報発信などに取り組み、かきや鶏卵、大葉、鉢花などで輸出が増加した。</p>	<p>○加工食品に比較して青果物の輸出の伸びが弱い。また、検疫の無い香港やシンガポールにおいて、日本産農林水産物同士の競争が激化している。</p> <p>○インバウンドに対応可能な県産農林水産物の販売店や観光農園などが少なく、懸念されるチャンスロスへの対策が必要である。</p>

### 柱1（3）意欲ある人が活躍できる農業の実現

主な取組の成果	明らかとなった課題等
<p>○県内8か所に農起業支援センターを設置し、就農相談や就農後の個別巡回等を実施。新規就農者を年平均248名(2015-2018年)確保した。</p> <p>○JA愛知中央会内に農業経営相談所を設置するなど農業経営の法人化を推進し、これまでに722法人(2018年)を確保した。</p>	<p>○新規就農者の確保が計画どおりに進む一方で、農業就業人口の減少に歯止めがかからず、高齢化も進んでいる。我が国全体の人口が減少する中、新規就農者の確保には引き続き取り組むとともに、労働生産性の向上に向けた規模拡大や法人化、ICT等先端技術の導入を進める必要がある。</p>
<p>○県農業大学校での農業者向け研修として、若手を対象としたニューファーマーズ研修やベテランを対象とした愛知農業次世代リーダー塾を開催。また、定年帰農者の受け皿となっている各地の農業塾へ指導者派遣を行った。</p> <p>○労働力確保対策の一環として、農業支援外国人の受入れ（派遣人数19人(2019年)）や農福連携（研修参加人数：延べ315人(2018-2019年)）に向けた取組を推進した。</p>	<p>○農業経営者等、従来型の“担い手”の確保・育成に加え、今後は労働力として法人経営体に雇用されて農業に従事する者を、外国人材や障がい者などを含め、幅広く確保する必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により発生した失業者を農業分野に呼び込む動きも見られ、マッチングの取組が必要である。</p>
<p>○産地活性化に向けた関係者の話し合いにより作成する“産地戦略”は県内44産地で作成され、戦略の実現に必要な技術実証や担い手育成に各産地が取り組んでいる。</p>	<p>○産地活性化に向けて作成した産地戦略の見直し・高度化（PDCAサイクル）を持続的に行う必要がある。また、戦略の中核を担う経営体の育成が必要である。</p>
<p>○畜産クラスター協議会はこれまでに28設立され、生産施設の整備や各種機械導入による生産基盤強化が図られている。</p>	<p>○畜産について、生産施設の整備による規模拡大が両半島や新城設楽など一部の地域に留まっており、県内全域での実施には至っていない。</p>
<p>○2016年から2018年に解消された荒廃農地は計1,395haとなった。また、農地中間管理事業等による担い手への農地集積面積は27,882ha(2019年)で全耕地面積の37.6%を占めている（集積目標面積：62,600ha）。</p>	<p>○高齢農家の離農等により耕作放棄地は今後も増加が懸念される。また、担い手への集積・集約化は全国に比較して進んでいない（本県：36.9%、全国：57.1%）。制度の見直しが図られた農地中間管理事業の活用を中心に、農地の集積・集約化を一層進めていく必要がある。</p>
<p>○農地の大区画化・汎用化や農業水利施設等の長寿命化に取り組み、4年間（2016-2019年）で8,740haの農業生産基盤の整備を行った。</p>	<p>○農業の生産性を維持するためには、農業用の水路や用排水機等の農業水利施設の機能確保が不可欠であるため、老朽化が進む農業水利施設の整備・更新や長寿命化を着実に推進する必要がある。</p> <p>○大規模農家の育成、高収益作物の導入促進、ICT</p>

	を活用したスマート農業などの新たな農業展開（ソフト施策）を想定した生産基盤整備（ハード整備）が求められている。今後、ハード整備の推進にあたってはソフト施策に係る関係機関との連携強化が必要である。
--	---

### 柱 1（4）資源を生かす林業の実現

主な取組の成果	明らかとなった課題等
○市町村に対し森林情報の提供や森林整備地域活動支援交付金の交付を行い、森林施業の集約化を促進した。	○森林境界が不明確であることから、森林施業の集約化や森林経営計画の策定が進まない事例があったため、引き続き森林境界の明確化や森林所有者情報を整備する必要がある。
○循環型林業推進事業により、循環型林業のモデルとなる 67ha の主伐を実施した。また、循環型林業技術ガイドラインを作成し、循環型林業の普及・定着に取り組んだ。	○森林所有者の主伐・再造林の意欲を向上して循環型林業を推進するため、施業の集約化・省力化など生産性の向上に引き続き取り組む必要がある。
○伐採した木材の有効利用に向け、燃料等のバイオマス利用や、合板・集成材への利用について実証調査を実施した。	○今後も伐採木の有効利用を進める必要がある。
○愛知県林業労働力確保支援センターと連携した就業相談活動等により、新規林業就業者を 140 名(2016-2019 年)確保した。また、県森林・林業技術センターにおいて林業従事者向けの研修を実施した。	○新規林業就業者の確保については、引き続き就業相談会を実施するとともに、林業の魅力発信、新規就業者の定着支援が必要。また、林業労働災害ゼロの実現に向けた取組についても実施していく必要がある。
○林業経営体の基盤強化を図るため、国の補助事業を活用し、高性能林業機械を 13 台導入(2016-2019 年)した。	○民間林業事業体の高性能林業機械導入を更に進めるため、補助事業による購入支援やレンタル経費支援が必要である。
○森林経営計画の策定（7,281ha(2016-2019 年)）を促進した。	○森林所有者が自ら管理することが難しい森林において、森林経営計画の策定が進まないケースがあるため、森林経営管理制度に基づく市町村への経営管理の委託の活用を推進する必要がある。
○林道や森林作業道の開設による林内路網の整備（54km(2016-2018 年)）を進めた。	○木材生産の基盤となる林道や森林作業道については、引き続き整備を推進する必要がある。

### 柱 1（5）持続可能で活力ある水産業の実現

主な取組の成果	明らかとなった課題等
○アサリなどの生育の場となる内湾の干潟・浅場の造成と、外海の魚礁漁場整備の一体的な整備（108ha）を計画的に実施した。 ○県管理の 11 漁港及び市町が管理する 11 漁港の耐震化や長寿命化を推進したほか、漁村の活性化に資する水産物鮮度保持施設等の共同利用施設の整備(45 件)を推進した。	○アサリ漁獲量は依然として低水準であり、漁場生産力強化のため干潟・浅場や貝類増殖場の造成を引き続き進める必要がある。
○水産資源の増大を図るため、毎年目標数（28,700 千尾）以上の種苗を生産し、漁業者と連携して栽培漁業を推進した。	○栽培漁業について、新規魚種生産や増産などの漁業者要望に対応するため、長寿命化や新たな施設整備が必要である。
○2018 年 10 月に就航した新たな漁業調査船「海幸丸」により、底びき網対象種の資源調査を行うなど、資源調査体制を強化した。	○漁業法改正に伴う新たな資源管理制度（漁獲可能量(TAC)による管理）に対応するため、資源調査の更なる強化が必要である。
○海域の栄養塩類の適切な管理の実現について漁業者からの強い要望を受け、2017 年度から下水道の放流水リン濃度増加に係る試験運転を開始した。	○海域の栄養塩類の適切な管理の実現に向けて、関係機関が科学的知見に基づき協議できるよう、調査体制の強化が必要である。 ○海面漁業経営体数が大きく減少しているため、アサリ資源の回復や新たな貝類資源の増大、新

	たな養殖業の導入促進、ノリの食害対策など既存漁業種類の所得向上と漁業経営の多角化を図る取組が必要である。
○漁業就業希望相談への対応や、若い世代に向けた漁業への理解促進を狙った取組を行う他、漁村のリーダー育成を図り、漁業士を18名(2016-2019年)認定した。	○新規漁業就業者数は平均16名(2016-2019年)にとどまっており、新規就業者を増やす取組を引き続き行うとともに、漁業経営の改善に向けた支援も必要である。 ○漁協の経営については、組合員の減少や販売事業の減少などにより悪化しており、事業統合や合併等による経営基盤強化が課題となっている。

## 柱1 (6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮

主な取組の成果	明らかとなった課題等
○食品関連事業者等を対象とした食品表示に関する普及啓発研修会を開催(159回(2016-2019年))したほか、事業者に対する表示の遵守状況調査、指導などを実施した。	○法改正に伴い全ての加工食品に原料原産地表示が義務化される(経過措置期間:2022年3月31日)が、対応が進んでいない事業者があるため周知・指導が必要である。
○JGAP 基礎研修を受講した農業改良普及指導員98名をJGAP 指導員として配置し、これまでに34件112農場が各種GAP 認証を取得した。	○コスト面での課題は残るものの、実需者の要請によりGAP 対応農産物の需要は今後高まると見込まれる。オリパラ後の愛知県GAP のあり方について検討が必要である。
○県内全ての牛、豚及び家きん飼養農場に立入り(3,926回(2016-2018年))を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認や、改善のための指導等を実施した。	○CSF 対策を進めるとともに、海外で発生しているASF など、伝播力の強い家畜伝染病に対しても、発生予防・まん延防止に万全を期す必要がある。
○貝毒原因プランクトンの動向調査を月1回以上実施。また、毎年3～5月にはアサリを対象に貝毒の検査を42回(6海域×7回)実施した。	○貝毒検査についてはこれまでのマウス法だけでなく機器分析法の導入が検討されており、国や他県との情報交換を密に行い、迅速に対応する必要がある。
○食品製造施設等に対するHACCP 導入研修(27施設)、実地指導(5施設)を実施し、食品営業者の自主管理を推進した。	○法改正に伴い全ての食品等事業者にHACCP に沿った衛生管理が義務化されるため、個別相談会の開催等による対応支援や食品衛生責任者の育成を進める必要がある。
○エコファーマーの取組は定着し、新規累計認定者数は5,673人(2019年)。県有機農業推進計画を改訂(2015年)し取組を強化して以降、有機農業に取り組む農業者は着実に増加(170戸(2014年)→363戸(2017年))し、取組面積は県耕地面積の0.44%まで拡大した。	○エコファーマー認定のメリットが少なく有効認定者数は年々減少している。 ○新規就農者を中心に有機農業に意欲を持つ農業者が増えているが、必要な知識や技術が広範にわたることから指導者が不足している。熟練有機農業者とのマッチングによる技術の伝承と、有機農業が指導できる人材の育成を進める必要がある。
○家畜排せつ物の適正処理に向け畜産農家への立入検査等を実施したほか、規模拡大や作業効率化に伴う家畜排せつ物処理高度化施設の整備(85件(2016-2019年))を推進した。	○家畜排せつ物法の施行から20年が経過し、畜産農家等における処理施設の老朽化が進んでおり、計画的な設備の更新が必要である。 ○畜産においては、地域の中核を担う経営体を中心に規模拡大が進展しており、規模に見合った家畜排せつ物処理高度化施設の整備が必要である。

## 柱2 (1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

主な取組の成果	明らかとなった課題等
○いいともあいちネットワーク会員は順調に増加し1,649会員(2019年)となっている。“あいちの農	○いいともあいち運動については、ネットワーク会員と消費者のつながりを深化させる必要がある

林水産フェア”を始め、“いいともあいち地域サロン”、“イオンいいともあいちフェア”など多数の関連イベントを開催。また、メールやフェイスブックなどの各種媒体を用いて会員の取組やイベント情報などを多数発信している。	る。また、会員企業が運動のシンボルマークを自社商品に刷り込んで販売する事例のように、県主導から民間主導へ、自律的に運動が盛り上がる機運を高める必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で消費が落ち込んだ県産農林水産物の需要回復・消費拡大に向け取り組む必要がある。
○4Hクラブや青年農業士、農村輝きネット・あいちなどの農業者団体が地域住民を対象に取り組む農業体験や食文化継承の取組を、団体の運営支援を通じて促進した。	○農業就業人口の減少に伴い、農業理解や食の伝承などの団体活動を支える人数は減少傾向にあることから、対策を検討する必要がある。
○第70回全国植樹祭や関連行事を県内各地域で開催した。	○全国植樹祭の開催理念を継承し、木材の魅力発信や木材を利用することの意義についての普及啓発が必要である。
○県民や企業、NPOなどとの協働により、緑化の普及啓発に努めた。	○多くの県民が里山林の保全活動に参加できるよう、指導者の養成を図る必要がある。
○小学生を対象とした水産出前授業やアユ等の放流体験、中学生を対象とした水産教室など、若い世代に水産業を身近に感じてもらうイベントを年間16回行った。	○小学校などからの水産出前授業のニーズは高く、若い世代への水産業の理解促進を進めていくため、出前授業の実施とともに、より多くの児童等に普及啓発を図るよう効率的な実施方法を検討する必要がある。
○市町村や小学校に対し、「食育のための農林漁業体験学習実践マニュアル」を配布。また、体験学習の実施を支援する「地域協力者一覧」を毎年更新し活用を促している。	○学習指導要領の改訂に伴う新たな教科の導入等で、学校では農林漁業体験を行う時間の確保が難しくなりつつある。学校教諭が体験活動を授業に取り入れやすくなるよう、学校のニーズを把握し、マッチング体制を構築する必要がある。
○昭和40年から継続する学校花壇コンクールに121校(2019年)が参加。また、2013年度から小学校での「花育教室」の開催に6年間取り組んだほか、指導者となる「花育ティーチャー」の登録を推進。学校とティーチャーのマッチングを行っている。	○花育の概念が浸透し、「花育教室」の開催も各地で増えつつある。民間主導の花育を推進していくため、花育ティーチャーの登録や活用支援を進める必要がある。
○都市農村交流の拠点としての産地直売所の活性化に向け、課題解決型のモデル事業を県内5直売所で実施し、得られた成果(課題解決の具体的手法や直売所運営に係るスタッフの意識改革など)について横展開を図った。	○産地直売所が抱える課題は地域によって様々であるが、生産者と消費者の交流はまだ十分とはいえないため、さらなる交流に向け取り組む必要がある。

## 柱2(2) 食育の推進による健全な食生活の実践

主な取組の成果	明らかとなった課題等
○「愛知食育推進会議」が作成した「あいち食育いきいきプラン2020」に基づき、学校、職場、地域などあらゆる場所で食育に係る取組を推進するとともに、毎年度「あいち食育いきいきレポート」を作成し公表している。	○「あいち食育いきいきプラン2020」では27の数値目標を設定しているが、目標を達成した項目は3つ(2019年)にとどまっている。
○県内各地域で様々な食育活動を行う“愛知食育推進ボランティア”を登録し、乳幼児から高齢者に至る全世代に対して食育を行っている。ボランティアの登録数は1,004名(2019年)となっており、ボランティアから食育を学んだ人数は毎年10万人以上に達している。 ○各農林水産事務所単位でボランティアの研修交流会を実施し、資質の向上やボランティア間の連携を図った。	○ボランティアの登録数は増加しているが、活発に活動しているボランティアは限られている。ボランティアの活動を広げるために、ボランティアの周知やマッチングを進める必要がある。 ○学校での食育の推進は極めて重要であるが、学校におけるボランティアの活用は限定的であり、十分に普及していない。教育現場におけるボランティアのニーズの把握や活用の推進が必要である。
○学校給食における産地直売所の推進に向け、「愛知を食べる学校給食の日」や「わが家の愛であ朝朝	○学校給食における県産食品数の利用割合が2014年から2018年まで減少傾向となった後、



<p>ごはんコンテスト」などを実施した。また、市町村との意見交換会や県域での検討会議を開催し、学校給食における県産農林水産物の活用に関する課題の確認等を行った。</p>	<p>2019年には再び増加している。これまでも、学校給食に必要な量の確保や規格・サイズの統一が困難、価格面で折り合わないなどの問題がある中、安定して県産食品が利用される環境づくりに向けて対策を講じる必要がある。</p>
<p>○「あいちの郷土料理レシピ 50 選」を作成(2016年)し、Web 公開や市町村、各図書館への配布などにより周知を図った。また、郷土料理に係るシンポジウムの開催、ボランティアを対象とした料理講習会などを実施し、食文化の継承に取り組んだ。</p>	<p>○郷土料理等の地域の食文化は数多く存在しているが、次世代への継承が十分に行われていないため、啓発等の取組を続ける必要がある。</p>

### 柱 3 (1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

主な取組の成果	明らかとなった課題等
<p>○森林や山間集落を山地災害から守る治山施設を整備した。また、間伐等の森林整備を推進した。</p>	<p>○豪雨等により近年頻発する自然災害に対応するよう、引き続き治山施設の整備や間伐等の森林整備を進める必要がある。</p>
<p>○農業用ため池の決壊による被害を未然に防止するため、4年間(2016-2019年)で1,393haのため池の耐震・豪雨対策を推進した。</p>	<p>○ため池が決壊した際に家屋や公共施設等に被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」が1,144箇所あり、このうち未整備や診断未了のものが約半数あるため、ハード・ソフトの両面から早期に対応する必要がある。</p>
<p>○農地や農村集落等を浸水被害から守るため、農業用排水機場の耐震化や更新整備を4年間(2016-2019年)で2,486ha推進した。また、浸水・津波対策として排水機場の屋上等へ避難するための階段などを4年間(2016-2019年)で6箇所整備した。</p>	<p>○県内の基幹的排水機場230機場のうち、令和2年4月時点において、建設後30年以上経過し、整備が未了である機場が62機場あることから、引き続き排水機場の耐震化や更新整備を着実に推進する必要がある。また、避難階段などについても、排水機場の更新整備にあわせるなどして、着実に推進する必要がある。</p>
<p>○地震、高潮などによる被害を防止するため、4年間(2016-2019年)で2.1kmの海岸保全施設の地震・高潮対策などを計画以上の進捗で推進した。</p>	<p>○県内の農地海岸における地震・高潮対策が必要な区間26.1kmのうち、2019年度末までに12.1kmの対策が完了したが、引き続き海岸保全施設の地震・高潮対策を着実に推進する必要がある。</p>
<p>○県管理の11漁港及び市町管理の2漁港において、耐震・耐津波対策を推進した。</p>	<p>○漁港施設の耐震診断の実施や強化岸壁の整備等により、拠点となる漁港の耐震化に引き続き取り組む必要がある。</p>
<p>○農林業の振興を図るだけでなく、農山村地域の交通環境の改善にも資する、農道や林道について、4年間(2016-2019年)で48.1kmの整備保全を推進した。</p>	<p>○農道や林道は、農作物や木材の運搬の効率化だけでなく、農山村地域の生活道路として重要な役割も担うことから、引き続き整備保全を進める必要がある。</p>
<p>○生活排水処理施設の整備保全(生活排水処理人口約13,000人(2016-2019年))や農業水利施設を活用した環境整備(2箇所(2016-2019年))を行い、農村地域の水質改善や快適な生活環境の整備を推進した。</p>	<p>○平成初期頃に整備された農業集落排水施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新整備が求められるとともに、施設の維持管理の合理化を図るため、処理場の統合や下水道への接続についても検討を進めていく必要がある。また、農業水利施設を活用した環境整備についても、着実に推進する必要がある。</p>

### 柱 3 (2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮

主な取組の成果	明らかとなった課題等
<p>○造林事業等による間伐等の森林整備(12,640ha(2016-2019年))及び松くい虫等の森林病害虫の防除を実施した。</p>	<p>○森林の多面的機能を適切に発揮させるために、引き続き「あいち森と緑づくり税」や造林事業などを活用した、間伐等の森林整備を実施する</p>

○「あいち森と緑づくり税」を活用した、森林や里山林などの整備・保全及び都市の緑の整備、環境活動への理解促進、県産木材の利用促進などを実施した。	必要がある。 ○森と緑づくり事業で整備した里山林で、保全・活用が十分に行われていないところがあり、活動を広めていくため既存の活動団体等の横のつながりを強化する必要がある。
○企業の森づくりや里山林整備などを県民との協働により実施した。(約 200ha/年)	○引き続き、地域住民や各種団体などと協働し森林や里山林の保全活動を推進する必要がある。
○多面的機能支払制度を活用し、農業者や地域住民で構成する活動組織が行う農地等の保全活動(約 33,000ha/年)を支援した。	○多面的機能支払制度の活動組織において、高齢化等による後継者の確保が難しくなっているため、組織の広域化や土地改良区との連携による体制強化が必要である。
○三河湾において、魚介類の生育の場であるとともに水質浄化機能を有する干潟・浅場の造成を計画どおり実施(20ha(2016-2019年))した。	○アサリ漁獲量は依然として低水準であり、漁業生産力強化のため干潟・浅場の造成を引き続き進めなければならないが、造成に必要な良質な砂の確保が困難なため、他機関等との連携を進める必要がある。
○中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定の締結と地域の実情に応じた農業生産活動の継続により農用地の耕作放棄を防止した。取組面積は直近 10 年間程度は約 2,000ha で横ばいとなっており、対象面積の 79%(2018 年)を占めている。	○農家の高齢化等による集落協定参加者の減少、集落活動の衰退が懸念されるため、直接集落に対応する市町村への助言を通じて、協定の広域化(複数集落で農地を維持していく活動)等により集落活動が維持されるよう支援する。
○環境直接支払制度を活用し、堆肥施用や有機農業など、地球温暖化防止と生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動(約 400ha/年)を支援した。	○環境直接支払制度について、2018 年度に事業要件が変更(国際水準 GAP の実施等)されたことにより取組面積が減少した。また、2020 年度から有機農業の定義(国際水準化)等さらに要件変更されることから、事業に取り組む農業者への指導が必要である。
○水産多面的機能発揮対策事業により、干潟・藻場・河川の保全活動を行う活動組織への支援を行っており、活動組織数は拡大(12 組織(2016 年)→15 組織(2019 年))した。	○水産多面的機能発揮対策事業の支援について、突発的に発生する課題に迅速に対応するため、国、県、市町村の連携調整が必要である。

### 柱 3 (3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

主な取組の成果	明らかとなった課題等
○県 6 次産業化サポートセンターを設置し、農林漁業者の 6 次産業化を支援。法に基づく総合化事業計画の認定数 81 件中、11 件が中山間地域での認定となっている。	○中山間地域は人口減少により 6 次産業化に取り組む担い手が不足しているため、地域全体で 6 次産業化に取り組めるよう支援する必要がある。
○農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進を図り、売電収入が得られる見込みのある施設の設置は概ね完了した。(15 箇所)	○農業水利施設を活用した小水力発電の設置は概ね完了したところから、これまでに設置した発電施設の維持管理の実態等の把握・分析をする必要がある。
○中山間地域の活性化に向け指導的な役割を果たす“ふるさと・水と土指導員”を育成し、都市住民との交流活動等を支援した。(17 人(2016 年)→24 人(2019 年))	○今後、ふるさと・水と土指導員の高齢化による交流活動への影響が懸念されるため、後継者の育成が必要である。
○野生鳥獣による農作物等への被害の防止に向け、鳥獣被害対策実施隊等の捕獲リーダーを 295 名(2019 年)育成するとともに、侵入防止柵の設置や捕獲経費の補助などに取り組んだ。 ○国や県の鳥獣被害対策関連事業の実施により、年変動はあるものの、イノシシ等鳥獣による農作物被害は減少傾向(約 4.3 億(2018 年))にあり、もっとも被害額の大きかった 2006 年と比較して 37%減となっている。	○鳥獣被害は減少傾向にあるものの依然として高い水準。また、ここ数年は鳥害による被害が獣害を上回っており、鳥害対策が急務となっている。

<p>○地域の特徴的な農林水産物や風景・自然、伝統文化などを“農山漁村の地域資源”として登録（730 資源(2019 年)）し、Web ページで公開した。また、“食と花の街道”を 12 認定し、あわせて PR した。</p>	<p>○地域資源やモデルルートの掘り起こしを引き続き進めるとともに、情報への県民のアクセスが増すような発信方法を検討する必要がある。</p>
<p>○都市農業振興基本法に基づき、愛知県都市農業振興計画を策定（2017 年）した。また、地方計画の策定を各市町村に促し、これまでに名古屋市及び北名古屋市が計画を策定した。</p>	<p>○都市的需要が高い、市街化区域の農地を優先して宅地利用したいなどの理由で、地方計画を策定していない市町村があることから、地方計画の作成メリットを説明する等して推進する必要がある。</p>

# 「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」

平成十六年三月二十六日 愛知県条例第三号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林と農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を発揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料（食用に供する農林水産物をいう。）その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第六条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
- 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第八条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第十条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保に資するため、県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第十一条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農山漁村における定住の促進)

第十二条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。



# 「食と緑の基本計画推進会議」設置要領・構成員名簿

## 食と緑の基本計画推進会議設置要領

(目的)

第1 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに向けて、「食と緑の基本計画」(以下、「基本計画」という。)における諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と一体となった取り組みを進めるため、「食と緑の基本計画推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 県が実施する施策に関する事
- (2) 県民や生産者等の取り組みに関する事
- (3) その他基本計画を推進するために必要な事項

(構成員)

第3 推進会議は 15 名以内で構成し、次に掲げる者のうちから農業水産局長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間事業者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 農林漁業者の代表又は農林水産業関係団体の職員
- (6) 行政・教育機関の職員

(座長)

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、農業水産局長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、農業水産局農政部農政課内に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

食と緑の基本計画推進会議 構成員名簿（2020年度）

（敬称略・五十音順）

氏名	所属・職名等
加藤 勇二	愛知県農業協同組合中央会 代表理事理事長
加藤與志和	愛知県農業経営士協会 副会長
杉山 範子	国立大学法人 名古屋大学大学院環境学研究科 持続的共発展教育研究センター 特任准教授
鈴木 才将	公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長
竹下 伸二	愛知県土地改良事業団体連合会 事務局長
○ 徳田 博美	国立大学法人 名古屋大学大学院生命農学研究科 植物生産科学専攻 教授
灘波 猛	トヨタ自動車株式会社 アグリバイオ事業部 農業支援室 主査
平岩 映子	一宮市立木曽川東小学校 校長
前田 徹	愛知県森林組合連合会 代表理事専務
山内 祐子	愛知県農村生活アドバイザー協会 会長
吉田 典子	愛知消費者協会 会長
吉野 隆子	オーガニックファーマーズ名古屋 代表
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務

○：座長



- ① 県内の消費者と生産者が  
今まで以上に**いい友**関係になる
- ② **Eat more Aichi products**  
(イート モア アイチ プロダクツ)  
||  
もっと愛知県産品を食べよう  
(利用しよう)

食と緑の基本計画<sup>にせんにじゅうご</sup>2025 (素案)

～食と緑が支える県民の豊かな「あいち」をめざして～

2020年10月

愛知県農業水産局農政部農政課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6391 (ダイヤルイン)

Web <https://www.pref.aichi.jp/nousei/>